

社会福祉法人あおぎり会

評議員、評議員選任・解任委員、役員の報酬等の支給基準

第一条 この基準は、社会福祉法人あおぎり会（以下「法人」という。）定款第8条及び法人の評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき定める。

第二条 評議員、評議員選任・解任委員、役員（以下「役員等」という。）には、その地位のみについては報酬を支給しないものとする。

2 役員等には、役員会に出席したときに限り報酬を支給するものとする。

3 役員等が、理事長の指示又は要請により役員会以外の会議に出席したときは、報酬を支給するものとする。

第三条 前条第2項及び第3項に定める報酬の支給額は、会議の所要時間に2,000円を乗じた金額とする。ただし、この場合の所要時間の算定は30分単位とする。

第四条 役員等が、理事長の指示又は要請により出張したときは、きりのこ保育園旅費規程に基づき交通費、宿泊費、日当を支給するものとする。

第五条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。